㈣　第九号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈤　第九号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈥　第九号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
五十二　いかだ		
㈠　第三号㈠に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の二十七・五
㈡　第三号㈡、第四号㈠、第五号㈠、第七号㈠及び第八号㈠に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
㈢　第三号㈢、第四号㈡、第五号㈡及び第八号㈡に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
㈣　第三号㈣、第四号㈢、第五号㈢及び第八号㈢に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一
㈤　第九号㈠、第十号㈡及び第十一号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈥　第九号㈡、第十号㈢及び第十一号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈦　第九号㈢、第十号㈣及び第十一号㈣に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
㈧　第十号㈠及び第十一号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の五十五
五十三　網いけす		
㈠　第十二号㈠、第十三号㈠、第十四号㈠、第十五号㈠、第十六号㈠、第十七号㈠、第十八号㈠、第十九号㈠、第二十号㈠、第二十一号㈠、第二十二号㈠、第二十三号㈠、第二十四号㈠、第二十五号㈠、第二十六号㈠、第二十七号㈠、第二十八号㈠、第二十九号㈠、第三十号㈠、第三十一号㈠、第三十二号㈠、第三十三号㈠、第三十四号㈠、第三十五号㈠、第三十六号㈠、第三十七号㈠、第三十八号㈠、第三十九号㈠、第四十号㈠、第四十一号㈠、第四十二号㈠、第四十三号㈠、第四十四号㈠、第四十五号㈠、第四十六号㈠及び第四十七号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈡　第十二号㈡、第十三号㈡、第十四号㈡、第十五号㈡、第十六号㈡、第十七号㈡、第十八号㈡、第十九号㈡、第二十号㈡、第二十一号㈡、第二十二号㈡、第二十三号㈡、第二十四号㈡、第二十五号㈡、第二十六号㈡、第二十七号㈡、第二十八号㈡、第二十九号㈡、第三十号㈡、第三十一号㈡、第三十二号㈡、第三十三号㈡、第三十四号㈡、第三十五号㈡、第三十六号㈡、第三十七号㈡、第三十八号㈡、第三十九号㈡、第四十号㈡、第四十一号㈡、第四十二号㈡、第四十三号㈡及び第四十七号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈢　第十二号㈢、第十三号㈢、第十四号㈢、第十五号㈢、第十六号㈢、第十七号㈢、第十八号㈢、第十九号㈢、第二十号㈢、第二十一号㈢、第二十二号㈢、第二十三号㈢、第二十四号㈢、第二十五号㈢、第二十六号㈢、第二十七号㈢、第二十八号㈢、第二十九号㈢、第三十号㈢、第三十一号㈢、第三十二号㈢、第三十三号㈢、第三十四号㈢、第三十五号㈢、第三十六号㈢、第三十七号㈢、第三十八号㈢、第三十九号㈢、第四十号㈢、第四十一号㈢、第四十二号㈢、第四十三号㈢及び第四十七号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第二十八条の二の表第百四十二条の項の改正規定（「、第百二十五条の十二第五項」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の項中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改める。

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗